



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第61号)

配信日 平成25年10月10日

長崎県消費生活センターからの情報です。

### 社会保険事務局を名乗る医療費還付の電話に注意！

〈相談事例〉

今日（10月9日）、県庁の社会保険事務局を名乗って、「医療費の還付があるので口座番号と住所を確認したい」という電話があった。

不審なので教えなかったが、還付金詐欺ではないのか。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 同様の問合せ及び情報提供が、同日、県庁の代表電話、県消費生活センター及び長崎市役所などに多数寄せられています。
- 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って「医療費、保険料を払い過ぎているため還付します」と電話をかけ、お金を騙し取る手口です。
- 還付金詐欺の手口は、携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導され相手の指示通りに操作すると、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際には、振り込みをさせるものです。また、相手に考える暇を与えないように、手続きを急がせます。
- 還付金をATMで返還することはありません。また、口座番号や住所など個人情報を聞かれても絶対に教えないでください。
- 公的機関などを名乗る不審な電話を受けたら、その時、教えられた電話番号でなく必ず担当課へ確認をしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)